

現代におけるメディア教育の展開と課題

—『中学校学習指導要領（1998）』改訂に至る動向を中心に—

瀧口美絵

(2008年10月2日受理)

Development and Issues of Media Education in Contemporary Japan
— Some considerations on the revision process toward 1998 *Course of Study* —

Mie Takiguchi

Abstract: In this paper, the developing process of media education in Japan was clarified through examining 1998 Course of Study in Japan. And, Highlighting the relationship between the 1998 Course of Study in Japan and any contemporary Japanese language instructions, I suggested that there were any issues of media education in Japanese language instruction. In conclusion, Any tasks to overcome a barrier for implementing media education under the new 2008 Course of Study in Japan were pointed out.

Key word: media education, information education, course of study

キーワード：メディア教育，情報教育，指導要領

1 研究の目的

近年の国語教育において、メディア教育はどのように展開しているのか。メディア教育が重要視されるようになったのは、『中学校学習指導要領（1989）』に「情報活用能力の育成」という用語が盛り込まれたことがきっかけである。その後改訂され、『中学校学習指導要領（1998）』には、国語科においても「情報」という文言が登場した。この改訂により、2002（平成14）年度版の国語教科書にもメディア教育の教材が収録されるようになった。現行の国語教科書に収録されているメディア教材内容は、多様化しながらもその流れは継続されている¹⁾。

本稿では、改訂されるに至った『中学校学習指導要領（1998）』の検討を通して、1990年代、メディア教育がどのように展開していったのか、その過程を明らかにする。さらに、『中学校学習指導要領・国語科（1998）』と現行の国語教育との関係性にも注目し、国語教育が内包しているメディア教育の問題点の提示と、『中学校学習指導要領（2008）』に接続する課題に

ついて明らかにしたい。

2 『中学校学習指導要領（1998）』におけるメディア教育の充実

『中学校学習指導要領（1998）』の改訂における「課題」については次のように述べられている。

今回の改訂においては、広い範囲から情報を集め効果的に活用する能力を身に付けさせることや、様々な種類の文章から必要な情報を集めるための読み方を身に付けさせることなどが示されている²⁾。

このことをふまえ、『中学校学習指導要領・総則（1998）』におけるメディア教育の分野についての記述は次のようになっている。

各教科等の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努

めるとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

『中学校学習指導要領・総則（1998）』は、メディア教育の目標について、「教材・教具」の「適切な活用」と「情報手段」の「活用」の2点を示している。これまでのメディア教育は、各教科の学習補助としての利用しか行われてこなかった。それが『中学校学習指導要領・総則』のこの記述により、メディア教育がより広域な概念を含む内容になったことがわかる。

では、なぜメディア教育は、『中学校学習指導要領（1998）』においてこのようにメディア教育概念の枠が広げられ、その総則のなかに明確に組み込まれるに至ったのか。ここでは、『学習指導要領（1998）』において、メディア教育が導入されることとなった過程について検討する。

2の1 メディアの多様化による変化

文部科学省におけるメディア教育は、1990年代に至って本格的に始動しはじめた。その背景には、やはり社会におけるコンピュータの普及が大きく影響している。飛躍的に進化し、多様化していくメディアを眼前にし、教育は、メディア自体についての考え方を軌道修正していく必要に迫られていた。それを象徴するエピソードがある。文部科学省メディア教育開発センター所長の坂元昂は1997（平成9）年「放送教育開発センターを改組するときメディア教育という名称を有力候補³⁾にしたその経緯について、次のように述べている。

コンピュータ教育と情報教育が、視聴覚教育や放送教育と異なった展開をしていたことも大きな支持資料であった。

コンピュータ教育は、コンピュータを教育に活用するという意味で用いられると同時に、コンピュータについて教えるという意味も合わせ持って使われていた。つまり、コンピュータは教育の内容でもあり同時に方法でもあった。同様に、情報教育という言葉も、情報技術を教育に活用するという意味と同時に、情報技術及びその関連事項を教育の内容として教えるという意味で使われていた。

この二つが、教育の内容と方法の意味を合わせ持つ用語であった。しかも、コンピュータと情報なので、メディアとは深い関係がある。コンピュータはメディアの一種であり、情報は、メディアによって伝達されるメッセージである。情報技術は、メディアの一部である。（中略）

そうして、メディア教育開発センターが誕生した⁴⁾。

坂元は、「視聴覚教育」「放送教育」「コンピュータ教育」「情報教育」など、「教育の内容と方法の意味を合わせ持つ」ものをあわせて「メディア教育」と捉えたことにより、「メディア教育開発センター」と改名するに至ったと述べている。これは「センター」の「名称」の問題にとどまらず、多様化していくメディア社会のなかで、その代表的な研究者である坂元が、さまざまな名称で呼ばれていたこの領域の教育を総合的にあらわす言葉を模索していたことのあらわれであると捉えることができる。このように、多様化していくメディアの概念を統一した坂元は、そのうえでメディア教育の定義を次のように示している。

- ①教育にメディアを活用すると同時に、
- ②メディアそのものの特質を研究・教育の対象とするという二重の意味⁵⁾

坂元は、「教育にメディアを活用する」という方法論と同時に、「メディアそのものの特質を研究・教育の対象とする」というメディア自体を教育の対象とする目的論を併せ持ったものが「メディア教育」であるとしている。つまり坂元は、メディア自体の概念の枠を広げようとしているのと同時に、メディア教育の領域も広く検討しようとしているのである。このようなメディアの概念は、その後の『中学校学習指導要領（1998）』の改訂の礎ともなる概念であるため、重要であると考えられる。

2の2 社会情勢の変化

前述したように、坂元は、1997年時点においてメディア自体及びメディア教育の概念を広域に捉えており、その概念を基礎としながらメディア教育の推進に努めている。そのような坂元の論は、どのようにして築かれていったのだろうか。そして、どのような状況下において『中学校学習指導要領（1998）』へと具体化していったのであろうか。

そのきっかけのひとつについて、坂元は、次のように述べている。

1982年に、ユネスコが「教育とマスメディア」という国際専門家会議を、ミュンヘンの南のグリュンバルトで開いた。日本からは、私が参加した。メディア教育についての会議を開くということだったので、日本の幼児教育におけるテレビの活用について論文をまとめて持って行った。ところが参加してみると、様子の違うことに気がついた。マスメディアを教育に活用することを論じるよりは、マスメディアについての教育が議論の中心だったのである。つ

まり、メディアは教育の方法というよりは、教育の内容そのもので、1973年の国際映画テレビ評議会の定義を受けて、1979年ユネスコのパリ専門家会議で確立された概念を引き継ぐものであった。

あらためて日本でも、視聴能力の育成、放送学習などが、視聴覚教育、放送教育の中で取りあげられていることに気がつき、帰国後、仲間とメディアについて教える教育カリキュラムの開発に取り組んだ。いわゆるメディアリテラシー教育カリキュラムである。（中略）

しかし、このグリユンバルトの会議が、日本では、メディア教育に多くの関係者の関心を引き起こすきっかけとなったといえる⁶⁾。

坂元は、この「グリユンバルトの会議」において、「メディアは教育の方法というよりは、教育の内容そのもの」を学習させる必要があることを痛感したことがわかる。ここでは、その会議に影響を受けたことが、「メディアリテラシー教育カリキュラム」の開発に取り組み、メディア・リテラシー教育を導入するきっかけになったのだということを証言している。

さらに坂元は、このことが「メディア教育に多くの関係者の関心を引き起こすきっかけとなった」と述べてもいるように、その後文部科学省内では、『学習指導要領（1998）』にメディア教育を組み込むために、情報化を推進する流れが加速しはじめる。

また、1990（平成2）年には、「文部省第1次コンピュータ整備計画」が打ち出され、1994（平成6）年までに、1校あたり小学校3台、中学校22台、高等学校23台、特殊教育諸学校5台のコンピュータを設置するという整備目標が立てられた。さらに1995（平成7）年1月、文部省は、「マルチメディアの発展に対応した文教政策の推進について」と題された審議のまとめを発表した。同年7月には、それらについて国会の文教委員会でもこの話題が取り上げられ、文部省初等中等教育局長（元日本視聴覚教育協会会長）井上孝美は、「社会の急激な情報化の進展に対応するため、（中略）小中高等学校を通じまして、教科等の学習指導に当たりましてコンピューター等の教育機器の活用を図ることとしております。」⁷⁾と、「情報化の進展に対応する」ことが急務となってきた現状について述べている。そして、この文教委員会と同日に行われた中央教育審議会で諮問され、1996（平成8）年7月「中央教育審議会答申」によって情報に関する教育は、次のように示された。

我々は、これらについて特に次のような点に留意して、教育を進めていく必要があると考えた。

- (a) 初等中等教育においては、高度情報通信社会を生きる子供たちに、情報に埋没することなく、情報や情報機器を主体的に選択し、活用するとともに、情報を積極的に発信することができるようになるための基礎的な資質や能力、すなわち、「高度情報通信社会における情報リテラシー（情報活用能力）」の基礎的な資質や能力を育成していく必要があること。
- (b) 学校は、情報機器やネットワーク環境を整備し、これらの積極的な活用により、教育の質的な改善・充実を図っていく必要があること。
- (c) 情報機器やネットワーク環境の整備をはじめ、学校の施設・設備全体の高機能化・高度化を図り、学校自体を高度情報通信社会に対応する「新しい学校」にしていく必要があること。
- (d) 情報化の進展については、様々な可能性を広げるといふ「光」の部分と同時に、人間関係の希薄化、生活体験・自然体験の不足の招来、心身の健康に対する様々な影響等の「影」の部分が指摘されている。教育は、これらの点を克服しつつ、何よりも心身ともに調和のとれた人間形成を目指して進められなければならないこと⁸⁾。

この答申の後、教育課程審議会、情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進に関する調査研究協力者会議の報告などが行われ、『中学校学習指導要領（1998）』の告示に至っているのである。

このように、坂元が参加したユネスコの「教育とマスメディア」会議を皮切りに、1980年代後半から社会の情報化に向けてメディア教育の需要が高まった。その展開の中で、メディア教育は、メディアを手段ではなく目標としようとする動きがみられるようになったのだということがわかった。

2の3 「3」のまとめ

先にも述べたように、ここまでたどってきたメディア教育は、メディアが教育内容として自立せず、広域な分野にまたがって存在していた側面がある。そんななか、1990年代の『中学校学習指導要領（1998）』に向かう動きは、その散漫な状態のメディアを「メディア教育」として統一しようとしていることがわかる。

また、教育は、とかく政治的・思想的なものの影響によって左右されやすいものであるが、文部科学省（文部省）の動向を追ってみるかぎり、メディア教育は、とりわけその要素が強く見られるということができ。つまり、外部的な社会的諸条件によって大きく左右される領域とみることができらう。

このように、1990年代のメディア教育は、多様化する

るメディアの活用と社会的なニーズに支えられながら教育において重要視されることになる。このことによって、〈方法論的メディア教育〉だけでなく、〈目的論的メディア教育〉としても捉えなければならないというメディア教育の新たな概念が提示された。

メディア教育は、そのような新たなメディア教育の概念が生かされ、『中学校学習指導要領（1998）』の改訂に繋がることとなったのである。

3 『中学校学習指導要領・国語（1998）』の位置づけ

前述したように、『中学校学習指導要領（1998）』に至るメディア教育の特徴のひとつとして、これまで独自の発展を遂げてきたメディア教育にまつわる分野を統一させようとする動きが挙げられる。ただし、それと同時に、『中学校学習指導要領（1998）』では、各教科教育のなかでもメディア教育を積極的に行おうする姿勢も見られる。それは、『中学校学習指導要領・国語（1998）』に「情報」という用語が登場したことからもわかる。『中学校学習指導要領・国語（1998）』では各学年、いずれも「読むこと」の学年目標や指導事項のなかで次のように示されている。

小学校

必要な情報を得るために、効果的な読み方を工夫する。（第5学年及び第6学年）

中学校

様々な種類の文章から必要な情報を集めるための読み方を身につけること。（第1学年）

目的をもって様々な文章を読み、必要な情報を集めて自分の表現に役立てること。（第2学年及び第3学年）⁹⁾

「読むこと」では、「必要な情報を集め」て、「自分の表現に役立てること」へ繋げる必要があることが述べられている。この記述について、金子守は次のように解説をしている。

課題を発見し、それをよりよく解決していくためには、いわゆる楽しむための読書だけではなく、書物や資料などを読むという調べるための読書が必要である。そのためには、学校図書館やコンピュータ、情報通信ネットワークなどの情報手段、あるいは新聞や雑誌等の資料を積極的に活用できるような学習活動を展開するなどして、情報を収集し、活用する能力を養うことが大切である¹⁰⁾。

金子は、「書物や資料などを読むという調べるための読書が必要である」とし、これまで取扱われてきた「読み」の領域をさらに拡大させて学習させる必要性について述べている。このように、国語科の場合、総則でいうところの「視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」が意図されており、「読むこと」を目的とした〈方法論的メディア教育〉が重要視されていることがわかる。

3の1 国語の学習におけるメディア教育の展開

『中学校学習指導要領・国語（1998）』では、「読むこと」の対象に「情報」や「資料」などが据えられ、幅広いメディア教育が展開していった。では、この時期に行われた国語の学習はどのように展開していったのか。

国語教育では、近年、メディア・リテラシー教育の研究によってクリティカルシンキングが注目されている。これは、主に諸外国の実践の紹介とそれに依拠した実践が主体となっているものである。例えば、カナダ・オンタリオ州のメディア・リテラシー教科書を翻訳したFTC¹¹⁾や、イギリス・カナダを中心としてメディア・リテラシーの理論と実践を紹介した菅谷明子¹²⁾、イギリスにおけるメディア・リテラシー教育の理論を検討しながら独自のメディア・リテラシー教育実践理論を提唱した鈴木みどり¹³⁾などは、その先駆的な仕事と呼ぶことができよう。もちろん、水越伸¹⁴⁾石田英敬¹⁵⁾らを軸とし、東京大学情報学環を中心とした「メル・プロジェクト」も、当然のことながら欧米におけるメディア・リテラシー教育の理論と実践を受容しながら進められてきたものである。

それらを受け、国語教育研究においては、松山雅子¹⁶⁾が1990年代からイギリスの国語教育におけるメディア・リテラシー教育の内容を紹介・検討してきた。松山の研究を承けながら羽田潤¹⁷⁾は「動画リテラシー」指導のイギリスにおける展開を詳細に検討している。また、中村敦雄・中村純子・奥泉香らはオーストラリア・西オーストラリア州で展開されているメディア・リテラシー教育の実践を詳しく報告している。

教科書教材においても同様に、メディア・リテラシー教育に関連する内容の教材が取扱われている。間瀬茂夫は「国語教科書におけるメディア・リテラシー関連教材の特徴」として2005（平成17）年度版の教科書の全体的な傾向を分析し、3点に分類している。

- ①メディア・リテラシーそのものをテーマとする教材
- ②メディアの効果や審美的な側面を捉える教材
- ③メディアの創作過程をとらえる教材¹⁸⁾

間瀬は、メディア・リテラシーに関連する教材を「メディアリテラシーそのもの」を読解の対象に据えられた教材と、「効果」や「審美的な側面」など方法論を学ぶ教材と、「創作過程をとらえる」表現活動へ向かう教材の3種に分類している。いずれにしても、これらの特徴は、メディアの読解自体を目的にしようとしている内容になっていることがわかる。『学習指導要領・国語（1998）』で示されていた「収集した情報を読解に活用する」といった教材を中心に編集されているというよりは、〈目的論的メディア教育〉をも内包した教材が取扱われているのである。

このように、近年の国語教育では、カナダやイギリスなどのメディア・リテラシー教育の理論と実践を起源とする「批判的な読解、主体的な表現」¹⁹⁾を重要視していると考えられる。そして、メディア利用という限定的な枠組みに固執せず、メディア教育としてある程度広義な枠組みを設定し、その関連構造を理解しようとしているのである。国語教育の発展からは、前述した坂元の引用のように、「教育にメディアを活用すると同時に、メディアそのものの特質を研究・教育の対象とする」といった〈方法論的メディア教育〉と〈目的論的メディア教育〉とを内包した学習を目指していることがわかる。

3の2 国語教育におけるメディア教育と『中学校学習指導要領・国語（1998）』との関係

1990年代、国語教育では、メディア・リテラシー教育が提唱され、国語教育研究や国語教科書に〈目的論的メディア教育〉がみられることがわかった。ただし、『中学校学習指導要領・国語（1998）』にメディア・リテラシーについて触れられている部分はなく、『中学校学習指導要領・国語（1998）』の観点からみると、メディア教育は「読むこと」のための〈方法論的メディア教育〉に過ぎないのではないかという疑問が生じる。『中学校学習指導要領・国語（1998）』とメディア・リテラシーの関係について、間瀬は「国語教科書におけるメディア・リテラシー関連教材の採録は、制度的なガイドラインによるものではなく、社会や学校教育における理論的、実践的研究の影響が反映した結果と見なされる²⁰⁾」と述べ、メディア・リテラシー教育が行われるようになったのは、社会や学校のニーズによるものとしている。つまり、メディア教育に対する捉え方の違いは、そもそも『中学校学習指導要領・国語（1998）』と国語教育研究のスタンスの違いに要因があるのだということがわかる。

3の3 「3」のまとめ

国語教育におけるメディア教育は、メディア・リテラシーを学習させることをひとつの柱としていること

がわかった。それは、従来から行われてきていた〈方法論的メディア教育〉だけでなく、〈目的論的メディア教育〉をも視野に入れられており、より広域なメディア教育が目指されているということである。

しかしながら、『中学校学習指導要領・国語（1998）』との関係を見ると、求めている学習能力に若干違いがみられることがわかった。『中学校学習指導要領・国語（1998）』では、「読むこと」のために情報収集の能力として〈方法論的メディア教育〉を目的にメディア教育を取入れようとしているが、国語教育では、社会や学校のニーズから、〈目的論的メディア教育〉まで視野入れた能力を目的としている。このように、『指導要領』と国語教育の関係からは、メディア教育の概念自体の多様性と、両者の温度差を指摘することができる。

4 現代の国語教育におけるメディア教育の問題点と課題

では、『中学校学習指導要領・国語（1998）』と国語教育の間では、なぜこのようなギャップが生れたのか。それは、これまで国語教育で行われてきたメディア教育観が大きく影響していると考えられる。「視聴覚メディアを通じたコミュニケーション」²¹⁾の項のなかで、山元は次のように述べている。

3（補注瀧口：視聴覚メディアを通じたコミュニケーション）は教科内容というよりも、むしろカリキュラム全体でひきうけていかなければならない問題であろう。いわゆる「伝え合う力」の育成の一部でもある。わが国ではむしろ「視聴覚教育」という名でよばれてきた領域のしごとでもある。しかし「視聴覚教育」で言われてきたことが、「メディア」の「使い方」としてではなく「機器」の「使い方」の方に重点が置かれていたことは否めない。あるいは、学習者に提供する視聴覚教材の開発ということに（それも重要ではあるのだが）力点が置かれてきた²²⁾。

山元は、メディア・リテラシー教育を「わが国ではむしろ「視聴覚教育」という名でよばれてきた領域のしごとでもある。」とし、視聴覚教育をメディア・リテラシー教育の前身としてとらえている。さらにこれまでの視聴覚教育の問題点を、「視聴覚教育」で言われてきたことが、「メディア」の「使い方」としてではなく「機器」の「使い方」の方に重点が置かれていたことは否めない。」とし、単なる視聴覚機器の利用から、メディア・リテラシーの育成へ向かわせる必要

性を述べている。

最近では、渡辺通子が「リテラシー概念の変遷」²³⁾のなかで、「電話やラジオ放送が発達した昭和初期には、聞く力の育成や話す力の育成が注目され、視聴覚教育が進められるようになった。」とし、メディア・リテラシー教育のルーツを述べている。

このように、日本におけるメディア教育のルーツについては、「視聴覚教育」の延長線上に考えられることが多い。しかしながら、メディア・リテラシー教育は、〈目的論的メディア教育〉であり、〈方法論的メディア教育〉である「視聴覚教育」の延長には位置づかないはずである。そもそも、これまで国語教育に置いて、メディア教育史を充分吟味されてきているとはいいいがたく、目的か方法かという視点で整理されることもなかった。国語教育におけるメディア教育は〈目的論的メディア〉と〈方法論的メディア〉の混乱状態のまま、今日に至っている。それは、現在のメディア教育が諸外国の理論を導入することを中心に展開されてきているという現状からであるともいえるが、「視聴覚教育」というものの地位の大きさからそのよう風潮が一般的になってきているとも考えることができる。

いずれにしても、国語教育におけるメディア教育の研究が、なおも混乱状態のまま展開していくことは、国語教育学研究の分野において、大きな問題の一つである。

現在、新『中学校学習指導要領（2008）』の告示がなされ、そこからは、メディア教育がさらに充実していく傾向がみられる。しかしながら、今回も国語においてメディア・リテラシーの明確な記載はなされていないようである²⁴⁾。国語教育学研究においてメディア教育の展望を開くためには、このようなギャップのある現状を見つめ直し、史的基盤をきちんと考慮していくことが重要であると考えられる。

5 結 語

今回は、メディア教育を重要視する傾向が『学習指導要領』として形になって現れはじめた1990年代について検討してきた。

『中学校学習指導要領（1998）・総則』では、メディアの拡大や変動する社会情勢からメディア教育の概念が拡大されてきていた。そのなかで国語科では、メディア教育の中でも「読むこと」のための「情報収集能力」が期待されていたことがわかった。

しかしながら、現行の国語教育をみると、『中学校学習指導要領（1998）・国語』で求められている能力とは、観点が異なっていることがわかった。それにも関わらず、メディア教育はなんとなく位置づいてしまっ

ており、〈目的論的メディア〉と〈方法論的メディア〉とが現在混乱した状態であることは、見過ごすことができない事態である。

国語教育においては、そのようなメディア教育の概念を捉え直し、「視聴覚教育」の延長線上に置かない位置づけを行っていかなくてはならないであろう。そこで、まとめにかえて、今後の課題を次のように提示しておきたい。

国語教育の歴史からメディア教育を捉え、現在に至るまでの展開から現在の国語教育学研究におけるメディア教育の展望を開くこと。

メディア教育は今後とも大きな変革が起こりうる分野である。メディア・リテラシー教育研究であっても例外ではなく、その大変革の一つである。現在、メディア・リテラシー教育は、多くの期待を背負っているにもかかわらず、なお、しっかりした史的基盤をほとんど持っていない。そのため、そのような社会的諸事情や、技術的な変革に翻弄される結果となっているのである。

少なくとも、このような史的基盤を考慮することは、今後とも起こりうるであろう社会的諸事情や、技術的な変革のなかでメディア教育を行ううえで、とくに重要である。国語教育に関するメディア教育研究を確立するためにも、歴史的検討がどうしても必要になるのである。

【注】

- 1) 間瀬茂夫（2008）は、2005（平成17）年度版の教科書分析を行い、その特徴について「国語科の中でメディア・リテラシーをどう扱うかという課題に対する教科書としての対処の方向性は、収束してきている側面と多様化している側面とがある」とらえられた」としている。「国語教科書におけるメディア・リテラシー」『国文学』第53巻第13号学燈社 p.24.
- 2) 河野庸介（1999）「改訂の経緯と国語科改善の基本方針」『改訂中学校学習指導要領の展開国語科編』明治図書出版 p.17.
- 3) 坂元昂（2001）「教育改革とメディア」文部科学省メディア教育開発センター【編】『教育メディア科学』オーム社 p.22.
- 4) 坂元昂（2001）pp.22-23.
- 5) 坂元昂（2001）p.23.
- 6) 坂元昂（2001）p.22.
- 7) 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方につい

- て（第一次答申）」（1996/07/19）中央教育審議会
答申等
- 8）中央教育審議会 1996/07/19 答申
- 9）『中学校学習指導要領（1998）』
- 10）金子守（1999）「改訂の経緯と国語科改善の基本方針」『改訂中学校学習指導要領の展開』明治図書出版 p.27
- 11）カナダオンタリオ州教育省 FCT 訳（1992）『メディア・リテラシー』リベルタ出版
- 12）菅谷明子（2000）『メディア・リテラシー』岩波書店
- 13）鈴木みどり（1997）『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』世界思想社、デイビッド・バッキンガム【著】鈴木みどり【訳】（2006）『メディア・リテラシー教育』世界思想社
- 14）水越伸（2002）『新版デジタルメディア社会』岩波書店、（2005）『メディアピオトープ』紀伊国屋書店
- 15）石田英敬（2003）『記号の知／メディアの知』東京大学出版会
- 16）松山雅子（2005）『自己認識としてのメディア・リテラシー』教育出版
- 17）羽田潤（2008）『国語科教育における動画リテラシー教授法の研究』溪水社
- 18）間瀬茂夫（2008）前掲 pp.24-25.
- 19）由井はるみ編著『国語科におけるメディア・リテラシー学習』は、いち早く国語科におけるこの方面での実践報告を示したものである。
- 20）間瀬茂夫（2008）前掲 pp.16-17.
- 21）山元隆春（2005）「メディア・リテラシーと国語教育—自らの居場所を確かめるために」『国語教室の将来のために』学校図書
- 22）山元隆春（2005）同前 pp.5-20.
- 23）渡辺通子（2008）「リテラシー概念の変遷」『月刊国語教育 国語科指導開発事典』pp.20-21.
- 24）新『学習指導要領』と国語教育については、間瀬茂夫（2008）に詳しく述べられている。

（主任指導教員 山元隆春）